

総量規制基準経過措置（ガスタービン・ディーゼル機関）

昭和 63 年 1 月 28 日

福岡県告示第 152 号

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一の二九の項及び三〇の項に規定するガスタービン及びディーゼル機関に関する大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和五十一年十二月福岡県告示第千八百七十七号及び昭和五十二年十二月福岡県告示第千七百十四号）の適用について、次のように定め、昭和六十三年二月一日から施行する。

- 一 特定工場等において昭和六十三年二月一日以後に設置の工事が着手されるガスタービン又はディーゼル機関については、昭和六十四年一月三十一日までの間は適用しない。
- 二 昭和六十三年二月一日以後に設置の工事が着手されるガスタービン又はディーゼル機関により新たに特定工場等となったものについては、昭和六十四年一月三十一日までの間は適用しない。
- 三 特定工場等において昭和六十三年一月三十一日以前に設置の工事が着手されたガスタービン又はディーゼル機関については、昭和六十六年一月三十一日までの間は適用しない。
- 四 昭和六十三年一月三十一日以前に設置の工事が着手されたガスタービン又はディーゼル機関により新たに特定工場等となったものについては、昭和六十六年一月三十一日までの間は適用しない。